



児童虐待



オレンジリボン運動
11月は児童虐待防止推進月間です。

子育ての悩みや不安をひとりで抱え込むことが、児童虐待へとつながることもあります。悩んだときは相談してください。

児童虐待とは

- 身体的虐待**……体罰、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ネグレクト**……家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病(養育放棄・怠慢) 気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待**……言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など
- 性的虐待**……子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

相談できる関係機関



児童虐待にお気づきの方はご連絡ください

ご連絡をいただいた方の秘密はお守りします。

- こども家庭相談センター (福祉保健センター内) **433-2222** (平日午前9時～午後5時)
- 埼玉県南児童相談所 **048-262-4152** (平日午前8時30分～午後6時15分)
- 児童相談所全国共通ダイヤル **189 (イチハヤク)** (24時間対応)

なお、子どもの生命に危険が及ぶと感じたときは、警察へ110番通報してください。

こども家庭センターを設置しました!

すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援体制を強化します。ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーへの支援も強化します。